

### 令和4年度第3回茅ヶ崎市建築審査会 会議録

議題	議案第13号 新型コロナウイルス感染症対策のための茅ヶ崎市建築審査会運営要綱の改正について 議案第14号 建築基準法第43条第2項第二号の同意について 議案第15号 建築基準法第43条第2項第二号の同意について 議案第16号 建築基準法第43条第2項第二号の同意について
日時	令和5年2月3日(金) 10時00分から11時40分まで
場所	茅ヶ崎市役所 本庁舎4階 会議室3
出席者氏名	出席委員 増田会長、佐藤委員、加藤委員、篠田委員 欠席委員 小島委員 出席職員 建築指導課、都市計画課(提案課及び事務局)
会議の公開・非公開	一部公開
傍聴者数	—
非公開の理由	議案第14号から議案第16号までは個人情報を審議するため非公開

○事務局 本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまより、令和4年度第3回茅ヶ崎市建築審査会を開催させていただきます。

本審査会でございますが、委員定数5名のうち、本日4名の委員の方がご出席されておりますので、茅ヶ崎市建築審査会条例第5条第2項の規定を充足し、会議が成立していることを御報告させていただきます。

それでは、これ以降の議事進行におきましては、茅ヶ崎市建築審査会条例第5条第1項に基づき、増田会長にお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○増田会長 おはようございます。それではこれより、令和4年度第3回茅ヶ崎市建築審査会を開催いたします。

それでは、審議に入らせていただきます。

本日の議案第13号につきましては公開、議案第14号から16号までにつきましては、個人情報情報を審議するため非公開とさせていただきたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○増田会長 それでは、議案第13号は公開、議案第14号から第16号までにつきましては非公開といたします。

**【議案第13号 新型コロナウイルス感染症対策のための茅ヶ崎市建築審査会運営要綱の改正について】**

○増田会長 それでは議題に入ります。議案第13号「新型コロナウイルス感染症対策のための茅ヶ崎市建築審査会運営要綱の改正について」説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案第13号について、御説明いたします。

まず、議案の趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑みて、「新型コロナウイルス感染症対策のための茅ヶ崎市建築審査会運営要綱」の失効する期限を延長するため、茅ヶ崎市建築審査会条例施行規則第6条に基づき提案するものです。

改正内容につきましては、現行の要綱を「付則2」の「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改正いたします。

本案件につきましては、令和5年1月27日、政府より「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け」について、特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から5類感染症に位置づける方針が示されましたが、現在は2類相当に位置付けられており、現行の要綱が令和5年3月31日に執行することから、空白期間が生じることとなるため、期限を延長するものです。

なお、5類感染症移行後の要綱の取り扱いにつきましては、新型コロナウイルス感染症の状況や全庁的な方針を鑑みて、取り決めをさせていただく予定となっております。

説明は以上となります。

- 増田会長 説明が終わりました。御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。
- 佐藤委員 これ自体に全く異議ありませんが、今後、別の何か感染症が流行した時とかのために、書面決議できますというものをあらかじめ制定しておくことは考えられないのでしょうか。
- 事務局 今回のこの要綱につきましては新型コロナウイルス感染症に限った要綱となっております。本来こういった審議会、審査会等につきましては、公開することが原則というような庁内的な考え方がございまして、基本的には、対面でできる場合には対面を優先するというような考えをもとに、安易に書面会議に切り替えるというような要綱は作らないというような動きの中での対応というような形で、全庁的に動いている状況でございます。今回もこのコロナウイルスの要綱を作成してくださいというような庁内的な考え方に基づいて作成しております。
- また、今後、その他の事態が発生した場合には、庁内の統一的なルールが発出されるかと思っておりますので、そのルールに従った中で対応をしていきたいと考えております。
- 増田会長 佐藤委員、いかがですか。
- 佐藤委員 趣旨はよく理解できました。そうすると、もしも、例えば別の感染症が蔓延したときには、もう一度、この運営要綱みたいなものを、その段階で制定するということになるのかという点と、その時の手続きを教えてくださいませんか。
- 事務局 新しい感染症等の状況に応じて、書面会議をするか否かというようなものを判断しながら、書面会議が必要ということになれば、新しい要綱を制定させていただくというような手続きになるかと思っております。その際には、基本的には、こちらの要綱につきましても建築審査会の施行規則第6条に基づき設置という形になりますので、その手続きを踏んだ上で要綱を制定させていただくような形にさせていただきます。
- 佐藤委員 施行規則第6条に基づきというのは、一度会議は開催するということですか。
- 事務局 本来であれば、会議をして書面会議については是非をいただくというのが本来の流れです。ただ、今回の要綱の制定のときもそうでしたが、そもそも、もう会議が開催できないというような状況があった際には、書面上での書面会議の制定というようなことを行った審議会もあります。しかし、本来であれば、そういうような兆候が見えた段階で、一度会議を開催させていただいて、第6条に基づき、要綱の制定を皆様で決めていただくというような手続きになります。
- 佐藤委員 ですので、実際会議を開催して、要綱を制定して、書面会議できますという形にすると思いますが、そのスタートの会議ができませんということであれば、そこも書面会議にできるという何かしらの整理をしておいてもいいのかなと思ひまして、意見を申し上げました。御検討だけしていただければ大丈夫です。
- 増田会長 ここで決める話ではないかもしれませんが、佐藤委員の言われているのは確かにその利があって、書面会議にするかどうかということも決めがなければ、その都度やらざるをえないのではということですよ。ぜひこういう意見があったことを踏まえて、今

後の扱いについて庁内で検討していただければと思います。

○事務局 ありがとうございます。やはり今回のスタートの時も多少混乱したところがありましたので、庁内取りまとめる部局でございますので、御意見させていただいて検討させていただきたいと思います。

○加藤委員 この審査会運営要綱の件について、県下の自治体では、それぞれ違うのか、それとも統一されているのかそれを教えてください。

○事務局 県下の審査会の中でも書面会議をされてるところがございます。要綱上の書きぶりがどのような形になってるかとか、各市の他の審査会、審議会とどういう関連性を持ってるかといったところについては承知しておりませんが、やはり書面会議のスタイルをとろうとしているところの自治体は多くあります。

○加藤委員 わかりました。自治体それぞれということですね。ありがとうございました。

○増田会長 どうでしょうか、よろしいでしょうか。

御意見等がないようですので、議案第13号については承認することにしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○増田会長 異議なしと認め、本審査会は提案のとおり、議案第13号について「承認」することに決定いたしました。

では、次に移ります。

----- 議案第14号から議案第16号までは非公開 -----

**【議案第14号 建築基準法第43条第2項第二号の同意について】**

議案第14号は同意することに決定した。

**【議案第15号 建築基準法第43条第2項第二号の同意について】**

議案第15号は同意することに決定した。

**【議案第16号 建築基準法第43条第2項第二号の同意について】**

議案第16号は同意することに決定した。

○増田会長 本日の予定案件はすべて終了いたしました。

事務局から何かございますか。

○事務局 多岐にわたる御議論、ありがとうございました。

事務局から次回以降の日程調整のつい日程調整についてのお願いでございます。令和5年度の開催日程につきましては、5月、8月、11月、2月の年4回を予定したいと考えて

おります。具体的な日程につきましては、今後調整をさせていただきまして、皆様にお知らせをさせていただきたいと思っております。日程調整の御協力どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○増田会長 それでは以上をもちまして、令和4年度第3回茅ヶ崎市建築審査会を終了いたします。